



Title	シンポジウム報告者に対するコメント(1)
Author(s)	長尾, 正克
Citation	フロンティア農業経済研究, 15(2), 41-43
Issue Date	2010-12-27
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/62636
Type	other
Note	2009年度秋季大会シンポジウム共通論題「農地制度改革と農業参入、農業生産法人」
File Information	KJ00008953271.pdf



[Instructions for use](#)

シンポジウム報告者に対するコメント

札幌大学経済学部 長尾正克

I 報告論文に対する評価

まず三人の報告者におかれましては、現在最もホットな話題になっている企業の農業参入問題に鋭く切り込まれたご報告に敬意を表したいと思う。

早速本題に入って、三人のご報告にそくしてそのポイントを整理させていただく。

榎平さんの報告は、農業への企業参入に対する背景の認識としては、農業と食料をめぐる社会的分業の進展、いわばグローバル化あるいはWTO体制の深化をあげている。その流れを加速させる政策の一環として、09年の農地法改正が登場してきたという榎平さんの認識には、私も全く同感である。

企業の農業参入を加速させた政策とは、自公政権が食料・農業・農村基本法に基づいて「基本計画の改定」の閣議決定がされて、株式会社の農業参入が2005年に認められ、さらに自作農主義を事実上放棄した農地法改正が2009年に制定されたことだと認識している。

この「基本計画の改訂」は、小泉政権以来の構造改革路線が色濃く反映されており、以来その路線は粛々と進められてきており、この09年の農地法改正は、まさしくその目玉の一つであると私は理解している。

そこで榎平報告のポイントを私なりに整理すれば、第一点として業種別農業参入企業は主として食品関係企業、建設関係企業、そしてその他の三つに大別されているが、今回のご報告ではその中の食品関係企業、すなわち、食品関連産業及び食品関連流通業に絞って調査・分析されている。

第二点としては、農業に参入した企業(株式会社)が地域農業との共生・連携が実現できているか、あるいはできる可能性があるのかを検討されている。とりわけ集落営農が参入企業との提携によって、経営体として魂が入ることを指摘されたことに、零細農耕打破の糸口の一つが見えたような気がしている。

第三点として、参入企業と提携した農家は、契約農産物を企業に販売することによって高い付加価値を得ているか、あるいはその可能性があることが検討されている。

そこで私からの質問は、その報告のポイントに沿って、①全体(全国)の23%程度のウエートしかない食品関係産業に焦点を当てられた理由を知りたいと思ったが、座長から与えられた分担領域ということだったので、これを除外する。②地域との共生・連携とは単に参入企業と契約農家との関係のみか。その場合の地域の広がりはどうのように考えたらよいか。ワタミファームはかなり広域の展開だが、地域経済として見れば点のような存在だと思うが。③企業が系統出荷よりも有利な価格で販売してくれるということだが、これは系統と競合する参入企業のインテグレートと考えて良いだろうか。

次に、井上報告であるが、北海道における農業の担い手は自立的な専業農家、いわば個別経営主体が中心であり、ここではその個別経営を支援する地域組織の形態と機能を明らかにするとともに、株式会社による農業参入の地帯別分布傾向とその業種別参入契機及び特徴を明らかにして頂いた。

報告のポイントは、榎平さんと同様に参入企業が地

域農業の振興に寄与するかどうかにある。井上さんは、「地域農業の振興に寄与している企業もあるので、参入企業のすべてを『悪』とみなすのは、どうかと思われる。…しかし、『どう見ても経営が軌道に乗りそうもない』『既存の担い手と競合する』といった参入企業は受け入れを拒むのが賢明である。…既に撤退した企業がある地域においては、関係機関が後始末を行うことにならざるを得ない。経済的打撃も大きい。農業を唯一の基幹産業とする地域が少ない北海道においては、無視できない大問題といえる。…決して低くはない参入障壁を地域が独自に参入基準を設定する必要があるのでは無かるか」と極めて大胆な提言を行っている。

そこで井上さんに対する質問として、国のハードルと地方のハードルが異なる場合、地方のハードルを高くする方法として、どのようなことが考えられるか。

最後に、濱村報告であるが、北海道の企業参入の中で業種別にみて最も多い建設業の農業参入状況とその定着の課題について明らかにして頂いた。報告のポイントは、北海道において農業参入した企業は①建設業が過半数を占めること、②建設業の8割は地元の中小企業であること、③建設業の参入目的の半数以上は雇用対策であることを指摘している。

そこで要約と考察について書かれたところについて質問がある。建設業の「従業員就労の場創設を目的として参入し、一般的に懸念される利潤追求と異なる論理で行動する事例が存在する」とあるが、しかし、そういう経営者の気概があったとしても、投下資本に対するリターンがなければ、建設業自体が公共事業縮減のおりを受けるなかで、企業として存続できるだろうか。要するに謳い文句にとどまる恐れがあるのではないか。

ここまでは、ご報告にかかわる質問であるが、今度は私の見解に対するご意見を報告者の方から頂きたいと思う。

II 農地法改正の背景にあるもの

これまで急速に株式会社の農業参入が深化してきた背景として、農政の構造改革路線に基づいて農地法改正ばかりでなく、あらゆる局面で種々の改革が徹底してきたためだと私は認識している。

構造改革路線を打ち出したのは小泉・竹中政権の時代であり、その理論的背景は新自由主義経済理論である。そしてその農業バージョンの指針となったのが、(社)日本経済研究センターと日本経済新聞社との共同研究報告書「農政改革とこれからの日本農業」(2005年3月刊)である。

この報告書の執筆者は、本間正義氏(東大教授)、生源寺眞一氏(東大教授)、神門善久氏(明治大学助教授)、中嶋康博氏(東大助教授)、金子弘道氏(鳥取環境大学教授)など、農業経済学分野の人達を中心となってまとめている。

そして、この報告書がベースとなって、(社)日本経済調査協議会において農政改革高木委員会が結成され、最終提言がなされた。農政高木委員会の主要メンバーは、委員長に高木勇樹氏(農林漁業金融公庫総裁、元農林事務次官)、座長に本間正義氏、委員に森田清秀氏(日大教授)、顧問生源寺眞一氏のほか、財界代表、マスコミ代表が多数参加している。ちなみに、山田俊男全中専務理事と馬場利彦全中農政対策部水田・担い手農政対策課長も期限限定つきでメンバーになっていることに、ちょっと違和感を覚えるが。そして、ここでも、農業経済学者が中心メンバーになっている。

もっとも、(社)日本経済経営センターにしても(社)日本経済調査協議会にしても、財界のシンクタンクであるので、要は財界の意見ということにもなる。

そして、この高木委員会提言が、構造改革路線を代表する農政の基本方針となった。

Ⅲ 「農政改革とこれからの日本農業」(農業研究最終報告書—日本経済新聞社との共同研究、社団法人日本経済研究センター刊、2005年3月)で論議されたこと

改革の方向は、私なりに要約すると、次の4点に凝縮される。

- ① 担い手対策：これまでの価格政策のように農業者をすべてカバーするのではなく、対象を担い手に絞り込んだ政策を集中させることにある。担い手対策の一つが経営安定対策(品目横断的政策)だ。農産物価格の下落が担い手農家の兼業に影響を与えないよう財政や保険で補填する対策だ。WTOの関税引き下げ対策でもある。
- ② 農地制度は耕作放棄地の多い地域で、株式会社が農地をリースする形で農業に参入する構造改善特区方式を全国に拡大する。また耕作放棄地については市町村が解消プランを立てて、不在地主を探して農地の貸付か売却を求める。折衝が不調に終わった場合は、都道府県が勧告し強制的に貸付・売却させることが決まっている。公共性の高い農地を有効利用しなければ、国民の支持は得られないという主旨である。(この提言は、さらに09年の農地法改正までつながった。)
- ③ 農協の再編
零細農耕農家を駆逐するため、それを保護している総合農協を解体し、欧米の専門農協の方向に再編する。金融ビッグバンもそのようなことを考慮する。同時に、一般企業が非効率的な農協システムと代替する形で農産物の流通・加工・販売に協力して近代化を進めていく。(農協事業に独禁法による干渉があったのはこのせいであろう。)
- ④ 最終的に効率的な農業経営を育成する。経営主体は企業が農業に参入するほか、家族経営も市場に良く反応する雇用労働を主体とする企業的家

族経営が中心となることを想定する。従来のような家族労作経営はイメージされていない。その反面で、公共事業を縮減しなければならないため、肥大化した建設業部門縮小の受け皿として農業へのソフトランディング対策を考える。

Ⅳ 政権交代による農政理念の変化

ところが09年8月30日の衆議院選挙では、与野党が逆転して民主党が政権を担うことになった。10月21日附の農業新聞では、「民主党は20日、農水省が来年3月までに策定する新たな『食料・農業・農村基本計画』で育成すべき担い手像を見直す方向で検討に入った。現行の基本計画は規模拡大路線を色濃く反映しているため、生産者自らが経営規模などを選べる同党の基本理念とは、根幹が食い違っていると判断した。農業者戸別所得補償の制度設計や円滑な農政転換に向けて、多様な経営形態や規模の担い手像を打ち出す。」と担い手像見直しの記事が掲載されている。そうすると、農政が期待する担い手像に変化が生じることは当然のことである。

そこで、09年の農地法改正によって自作農主義に風穴が空いてしまったが、農地法改正には民主党も賛成していたにもかかわらず、赤松農水大臣が基本法の改正すらも言及していることを踏まえて、その後の企業の農業参入について報告者の皆様の見解というか、あるいは予想などについてお聞きしたい。